

平成20年度第4回

# 監査報告書

平成21年4月

宮崎県監査委員

44100—1004  
平成21年4月16日

宮崎県知事 殿  
宮崎県議会議長 殿  
宮崎県教育委員会 殿  
宮崎県人事委員会 殿  
宮崎県労働委員会 殿  
宮崎県公安委員会 殿

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄  
宮崎県監査委員 石 井 浩 二  
宮崎県監査委員 濱 砂 守  
宮崎県監査委員 長 友 安 弘

#### 監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき平成20年6月4日から平成21年1月14日までの間に実施した監査の結果及び同条第7項の規定に基づき平成21年1月29日から平成21年3月24日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

# 目 次

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| <b>第 1 財政援助団体等を対象とした監査</b> -----    | <b>1</b> |
| 1 監査の概要 .....                       | 1        |
| 2 監査の結果 .....                       | 1        |
| 3 指摘事項等の内容 .....                    | 1        |
| 別表 監査実施団体 .....                     | 5        |
| <br>                                |          |
| <b>第 2 不適正な事務処理の再発防止に係る監査</b> ----- | <b>8</b> |
| 1 監査の概要 .....                       | 8        |
| 2 監査の結果 .....                       | 9        |
| 3 意見 .....                          | 17       |

## 第1 財政援助団体等を対象とした監査

### 1 監査の概要

県が補助金等の財政的援助を行った団体（「補助団体」）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（「出資団体」）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（「公の施設の指定管理者」）のうち、29団体について、平成21年1月29日から平成21年3月24日の間に、平成19年度における県からの財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を対象として監査を実施した。

| 区 分        | 監 査 実 施 団 体 数 |
|------------|---------------|
| 補 助 団 体    | 15            |
| 出 資 団 体    | 8             |
| 公の施設の指定管理者 | 6             |
| 合 計        | 29            |

監査を実施した団体名、監査実施年月日は、別表（5～7ページ）に記載のとおりである。

### 2 監査の結果

監査の結果、13団体の22件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項、注意事項又は要望事項とした。

該当団体及び県の所管部局等に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

| 区 分        | 件 数  |      |      |    |
|------------|------|------|------|----|
|            | 指摘事項 | 注意事項 | 要望事項 | 計  |
| 補 助 団 体    | 2    | 3    | 1    | 6  |
| 出 資 団 体    | 7    | 3    |      | 10 |
| 公の施設の指定管理者 | 1    | 5    |      | 6  |
| 合 計        | 10   | 11   | 1    | 22 |

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの  
注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの  
要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの

### 3 指摘事項等の内容

指摘、注意又は要望を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

## **[ 補助団体 ]**

### (1) 学校法人大宮学園

#### **【注意事項】**

- 固定資産に関する規定について、整備の不十分なものが見受けられた。  
善処を要する。

### (2) 財団法人宮崎県母子寡婦福祉連合会

#### **【指摘事項】**

- 母子福祉強化推進事業の執行に必要な諸規程について、整備されていないものが見受けられた。  
善処を要する。

### (3) 宮崎県森林組合連合会

#### **【注意事項】**

- みやざき材海外輸出拡大推進事業補助金について、補助対象経費の算定に誤りがあった。  
留意を要する。
- 森林施業長期受託実践モデル事業（施業提案マニュアル作成事業）で取得したソフトウェアについて、無形固定資産として計上しておらず、固定資産台帳にも記載されていなかった。  
善処を要する。

### (4) 社団法人宮崎県畜産協会

#### **【要望事項】**

- 会計処理規程について、財務諸表に関する規定の内容が旧公益法人会計基準のままとなっている。  
新公益法人会計基準に対応した規程の整備が望まれる。

### (5) 宮崎ハマユウポーク普及促進協議会

#### **【指摘事項】**

- 宮崎ハマユウポーク生産流通体制整備事業補助金について、補助対象として適当でない経費が含まれていた。  
留意を要する。

## **[ 出資団体 ]**

### (6) 財団法人宮崎県南地域新地場産業創出センター

#### **【指摘事項】**

- 受託販売について、売上金に係る会計処理が適切でないものが見受けられた。  
留意を要する。
- 会議室の使用料について、受領した現金の取扱いに適切でないものが見受けられた。  
留意を要する。

(7) 社団法人宮崎県畜産公社

【指摘事項】

- 公社の経営について、多額の累積欠損金を抱えているが、部門別損益管理が徹底されていないなど、経営改善に向けての取り組みが不十分である。  
留意を要する。
- 酪農経営活性化事業（和牛受精卵活用事業）補助金について、採卵年齢に達しない子牛や高齢牛を供卵牛として購入したこと等により、採卵実績が計画を大幅に下回っていた。  
留意を要する。
- 決算財務諸表について、資産及び負債の計上誤り並びに部門別費用の計上漏れや共通経費の配分の誤り等により、貸借対照表並びに事業部門別損益計算書が適正に作成されていなかった。また、部門別費用の計上漏れ等により補助事業及び受託事業の実績報告額に誤りがあった。  
善処を要する。
- 職員等人件費について、給与規程に定めのない手当が支給されていた。  
留意を要する。

【注意事項】

- 家畜頭数のデータ管理が適切に行われておらず、業務報告書等に記載された家畜頭数に誤りがあった。また、預託牛に係る預託料請求金額にも誤りが見受けられた。  
善処を要する。
- 畜産公社運営強化対策事業費補助金について、補助対象事業費が減額になったにもかかわらず、申請時の額で実績報告を行っていた。  
善処を要する。

(8) 宮崎県漁業信用基金協会

【注意事項】

- 職員の人件費について、給与規程に定めのない手当が支給されていた。  
留意を要する。

(9) 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

【指摘事項】

- 「一ツ瀬川県民スポーツレクレーション施設清掃委託契約」及び「一ツ瀬川県民スポーツレクレーション施設ゴルフコース業務委託」の支出において、請求書と実績報告書の照合がされておらず、支出誤りのあるものが散見された。  
留意を要する。

【 公の施設の指定管理者 】 ※ ( ) 内は指定管理施設

(10) 株式会社文化コーポレーション

(宮崎県福祉総合センター、県立母子福祉センター)

【注意事項】

- 宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの管理運営について、協定書において定めるようになっている文書等の管理基準及び情報公開に関する規程が整備されていない。

善処を要する。

(11) 社団法人宮崎県林業協会

(宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森、宮崎県林業技術センター〔森とのふれあい施設〕、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森)

【指摘事項】

- 森とのふれあい施設の管理運営について、収入、支出及び契約手続並びに保管現金の取扱いなどについて、事務手続が適正に行われていないものが見受けられた。また、会計処理規則に具体的な事務手続等が定められていない。善処を要する。

【注意事項】

- 森とのふれあい施設の管理運営について、実績報告書に記載された施設管理業務の実施回数や実施日などを確認できる書類等が作成されていなかった。留意を要する。
- 森とのふれあい施設及びひなもり台県民ふれあいの森の管理運営について、事務処理規則や管理規則によらない施設の利用許可が行われていた。留意を要する。

(12) 財団法人宮崎県公園協会

(県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園、特別史跡公園西都原古墳群)

【注意事項】

- 県立青島亜熱帯植物園の管理運営について、現金収納事務に従事する職員を指定する手続が行われていなかった。また、収入・支出に関する具体的な事務手続について、会計規程に定められていないものがあつた。善処を要する。

(13) 社団法人宮崎県宅地建物取引業協会指定管理グループ

(県営住宅〔宮崎土木事務所管内 県営小戸団地など 33団地〕)

【注意事項】

- 県営住宅の維持保全について、昇降機保守点検及び消防設備保守点検に係る費用の会計処理を誤っていた。善処を要する。

【別表】 監査実施団体

| 区分   | 団体名              | 平成19年度の県の財政援助等の状況<br>(単位：千円)<br>※ 出資金、出捐金の(%)は、<br>県の出資(捐)割合            | 監査実施年月日     |
|------|------------------|---|-------------|
| 補助団体 | 社会福祉法人徳榮会        | 【補助金】<br>軽費老人ホーム事務費補助金 等<br>14,159                                      | 平成21年 2月26日 |
|      | 医療法人芳明会          | 【補助金】<br>宮崎県精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設)運営費補助金<br>31,481                    | 平成21年 3月10日 |
|      | 学校法人大宮学園         | 【補助金】<br>私立幼稚園振興費補助金 等<br>54,309  | 平成21年 2月 4日 |
|      | 財団法人宮崎県母子寡婦福祉連合会 | 【補助金】<br>母子福祉強化推進事業委託料<br>21,166<br>※ 当該委託料は、補助金等の交付に関する規則が適用される委託料である。 | 平成21年 2月 5日 |
|      | 宮崎県森林組合連合会       | 【補助金】<br>森林施業長期受託実践モデル事業補助金 等<br>13,123                                 | 平成21年 3月16日 |
|      | 南那珂森林組合          | 【補助金】<br>宮崎県森林整備事業(造林)補助金等<br>258,453                                   | 平成21年 3月23日 |
|      | 社団法人宮崎県物産振興センター  | 【補助金】<br>社団法人宮崎県物産振興センター運営補助金<br>72,185                                 | 平成21年 3月12日 |
|      | 宮崎県中小企業団体中央会     | 【補助金】<br>宮崎県中小企業団体中央会等補助金<br>126,272                                    | 平成21年 2月18日 |
|      | 延岡商工会議所          | 【補助金】<br>宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金<br>54,899                                   | 平成21年 2月24日 |
|      | 宮崎県経済農業協同組合連合会   | 【補助金】<br>「みやざきブランド」安全・安心総合センター設置事業補助金 等<br>231,707                      | 平成21年 3月24日 |
|      | 高千穂地区農業協同組合      | 【補助金】<br>畜産振興総合対策推進事業補助金等<br>20,667                                     | 平成21年 2月12日 |
|      | 社団法人宮崎県畜産協会      | 【補助金】<br>高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業費補助金 等<br>975,097                          | 平成21年 3月 6日 |



| 区分   | 団体名                   | 平成19年度の県の財政援助等の状況<br>(単位：千円)<br>※ 出資金、出捐金の(%)は、<br>県の出資(捐)割合   | 監査実施年月日     |
|------|-----------------------|--|-------------|
| 補助団体 | 宮崎ハマユウポーク普及促進協議会      | 【補助金】<br>宮崎ハマユウポーク生産・流通体制<br>整備事業補助金<br>4,819  | 平成21年 3月24日 |
|      | 財団法人宮崎県水産振興協会         | 【補助金】<br>栽培漁業促進強化事業費補助金 等<br>56,631  | 平成21年 2月16日 |
|      | 財団法人宮崎県体育協会           | 【補助金】<br>宮崎県体育振興費補助金 276,804   | 平成21年 2月 9日 |
| 出資団体 | 宮崎県樹苗需給安定基金協会         | 【出資金(出捐金)】<br>基本金等<br>5,000<br>(62.5%)   | 平成21年 3月16日 |
|      | 宮崎県森林・林業振興基金          | 【出資金(出捐金)】<br>宮崎県森林・林業振興基金<br>352,750<br>(50.0%)<br><br>【補助金】<br>林業労働力安定確保対策特別対策事<br>業補助金<br>8,451   | 平成21年 3月16日 |
|      | 財団法人宮崎県機械技術振興協会       | 【出資金(出捐金)】<br>基本金等<br>1,500<br>(50.0%)<br><br>【宮崎県機械技術センター】<br>指定管理料<br>54,341   | 平成21年 2月10日 |
|      | 財団法人宮崎県南地域新地場産業創出センター | 【出資金(出捐金)】<br>基本金等<br>1,500<br>(29.5%)   | 平成21年 2月19日 |
|      | 社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会  | 【出資金(出捐金)】<br>基本金等<br>20,000<br>(32.4%)  | 平成21年 3月24日 |
|      | 社団法人宮崎県畜産公社           | 【出資金(出捐金)】<br>基本金等<br>80,000<br>(49.8%)<br><br>【補助金】<br>畜産振興総合対策推進事業補助金<br>等<br>28,931<br><br>【貸付金】<br>宮崎県畜産公社協会育成事業資金<br>平成19年度末貸付額 0<br>(平成19年度貸付額 120,000<br>同額を平成19年度末に返済) | 平成21年 3月24日 |

| 区分   | 団体名  | 平成19年度の県の財政援助等の状況<br>(単位：千円)<br>※ 出資金、出捐金の(%)は、<br>県の出資(捐)割合   | 監査実施年月日     |
|--|--|--|-------------|
| 出資団体   | 宮崎県漁業信用基金協会  | 【出資金(出捐金)】<br>基本金等<br>277,850<br>(31.7%)   | 平成21年 2月12日 |
|  | 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター   | 【出資金(出捐金)】<br>基本金等<br>7,000<br>(46.7%)<br><br>【一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設】<br>利用料金収入<br>100,419<br>県への納付金<br>26,585                  | 平成21年 2月17日 |
| 公の施設の指定管理者   | 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構  | 【宮崎県男女共同参画センター】<br>指定管理料<br>26,039   | 平成21年 2月 4日 |
|  | 株式会社文化コーポレーション   | 【宮崎県福祉総合センター】<br>【県立母子福祉センター】<br>指定管理料<br>47,999   | 平成21年 2月12日 |
|  | 社団法人宮崎県林業協会  | 【宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森】<br>【宮崎県林業技術センター(森とのふれあい施設)】<br>【宮崎県諸県県有林共に学ぶ森】<br>指定管理料<br>48,834<br>利用料金収入<br>17,512                       | 平成21年 3月17日 |
|  | 財団法人宮崎県公園協会  | 【県立青島亜熱帯植物園】<br>【宮崎県総合運動公園】<br>指定管理料<br>107,147<br>利用料金収入<br>2,948<br><br>【特別史跡公園西都原古墳群】<br>指定管理料<br>25,298<br>利用料金収入<br>2,948 | 平成21年 2月 5日 |
|  | 株式会社園田グリーンセンター   | 【県立阿波岐原森林公園】<br>指定管理料<br>54,000  | 平成21年 1月29日 |
| 社団法人宮崎県宅地建物取引業協会指定管理グループ<br><br>(社団法人宮崎県宅地建物取引業協会<br>株式会社マエムラ<br>株式会社クボタ住宅<br>宮住商事株式会社<br>株式会社共栄ハウス<br>成和産業株式会社<br>株式会社宮崎南不動産) | 【県営住宅(宮崎土木事務所管内県営小戸団地など33団地)】<br>指定管理料<br>87,000<br>維持保全料<br>260,000 | 平成21年 2月18日  |             |

## 第2 不適正な事務処理の再発防止に係る監査

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の目的

不適正な事務処理については、「職員のコンプライアンス（法令遵守）意識が欠如していたこと」、「物品調達・管理システムが十分に機能していなかったこと」、「予算の執行管理が適正に行われていなかったこと」等が原因とされたことから、その再発防止を図るため、平成19年度における下記項目の状況の確認を行った。

なお、各項目のうち内部統制の状況については、平成20年度に執行機関における再発防止への具体的な取り組み内容が示されたことから、同年度の状況を含めて実施した。

記

- ① 内部統制の状況
- ② 物品の出納及び管理状況
- ③ 物品取扱業者に対する確認調査
- ④ 業者の偏り等発注状況
- ⑤ 予算令達及び予算執行状況
- ⑥ 物品購入に関する必要性等

#### (2) 監査対象機関

平成20年度に定期監査を実施した県の機関を対象として、下表の区分で実施した。対象機関の選定方法は、別記のとおりである。

| 区 分            | 知事部局  | 教育委員会 | 公安委員会 | 公営企業 | 計 |     |
|----------------|-------|-------|-------|------|---|-----|
| 内部統制の状況        | 本 庁   | 68    | 9     | 1    | 2 | 80  |
|                | 出先機関等 | 70    | 70    | 13   | 4 | 157 |
|                | 計     | 138   | 79    | 14   | 6 | 237 |
| 物品の出納及び管理状況    | 本 庁   | 51    | 5     | 1    | - | 57  |
|                | 出先機関等 | 50    | 28    | 7    | - | 85  |
|                | 計     | 101   | 33    | 8    | - | 142 |
| 物品取扱業者に対する確認調査 | 本 庁   | 1     | -     | -    | - | 1   |
|                | 出先機関等 | 8     | 3     | 1    | - | 12  |
|                | 計     | 9     | 3     | 1    | - | 13  |
| 業者の偏り等発注状況     | 本 庁   | 1     | -     | -    | - | 1   |
|                | 出先機関等 | 36    | 28    | 7    | - | 71  |
|                | 計     | 37    | 28    | 7    | - | 72  |
| 予算令達及び予算執行状況   | 本 庁   | -     | -     | -    | - | -   |
|                | 出先機関等 | 36    | 8     | -    | - | 44  |
|                | 計     | 36    | 8     | -    | - | 44  |
| 物品購入に関する必要性等   | 本 庁   | -     | -     | -    | - | -   |
|                | 出先機関等 | 17    | 6     | -    | - | 23  |
|                | 計     | 17    | 6     | -    | - | 23  |

#### (3) 監査の実施時期

平成20年6月4日から平成21年1月14日まで

## 2 監査の結果

### (1) 内部統制の状況

不適正な事務処理の再発防止に必要な内部統制の状況を確認するため、「法令遵守等職員の意識・環境に関する内部統制」及び「不正・誤謬に関する内部統制」の項目について実施した。

#### ア 法令遵守等職員の意識・環境に関する内部統制

「法令遵守等職員の意識・環境に関する内部統制」全体の取り組みは、表－１のとおりで、概ね適正と思われる取り組みが平成１９年度７８．２％に対し、平成２０年度は８９．２％で、再発防止に向けた取り組みが進められているが、監査実施日現在において、一部の機関に取り組みの遅れているものが見受けられた。

また、主な項目の状況は以下のとおりであった。

#### (7) 法令等遵守に関する取り組みの状況

再発防止において最も重要な項目である職員に対する法令遵守に関する研修等の計画及び実施の状況は、不適正な事務処理が明らかになった１９年度においては、概ね適正な取り組みを行っている機関が５８．７％であったが、執行機関における再発防止への具体的な取り組み内容が示された２０年度は７５．５％で、取り組みが着実に進められている。

しかしながら、監査実施日現在において、３．４％の機関で具体的な研修実施計画や職員研修の取り組みを行っていなかった。

#### (イ) 職場内における自己点検等の取り組みの状況

１９年度においては、概ね適正な取り組みが５１．１％であったが、２０年度は７８．９％で、取り組みが着実に進められている。

しかしながら、監査実施日現在において、１２．７％の機関で職場内におけるコンプライアンス等に係る自己点検などの具体的な取り組みを行っていなかった。

表－１

「法令遵守等職員の意識・環境に関する内部統制」の状況 (単位：%)

| 項 目                   | 区 分       | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------|-----------|------|------|
| 法令遵守等職員の意識・環境に関する内部統制 | 概ね適正な取り組み | 78.2 | 89.2 |
|                       | 取り組みが不十分  | 13.1 | 7.5  |
|                       | 取り組んでいない  | 8.7  | 3.3  |
| 法令等遵守に関する取り組み         | 概ね適正な取り組み | 58.7 | 75.5 |
|                       | 取り組みが不十分  | 34.0 | 21.1 |
|                       | 取り組んでいない  | 7.3  | 3.4  |
| 職場内における自己点検等の取り組み     | 概ね適正な取り組み | 51.1 | 78.9 |
|                       | 取り組みが不十分  | 15.3 | 8.4  |
|                       | 取り組んでいない  | 33.6 | 12.7 |
| 事務事業執行方針等を職員に周知する取り組み | 概ね適正な取り組み | 49.4 | 57.4 |
|                       | 一部見直しが必要  | 43.8 | 42.6 |
|                       | 取り組みが不十分  | 6.8  | 0.0  |
| 業務の進捗状況等を把握する取り組み     | 概ね適正な取り組み | 88.1 | 91.6 |
|                       | 取り組みが不十分  | 9.4  | 8.0  |
|                       | 取り組んでいない  | 2.5  | 0.4  |
| 情報が所属長や職員へ伝達される取り組み   | 概ね適正な取り組み | 83.0 | 84.4 |
|                       | 一部見直しが必要  | 17.0 | 15.6 |
|                       | 取り組みが不十分  | 0.0  | 0.0  |

## イ 不正・誤謬（故意でない誤り）に関する内部統制

「不正・誤謬に関する内部統制」全体の取り組みは、表－２のとおりで、１９年度の８８．４％に対し、２０年度は９０．４％で概ね適正な取り組みであったが、出納員等の内部牽制機能、事務引き継ぎ、公印の保管・取扱及び契約手続き等に関する項目について、再発防止の観点から取り組みの見直しの必要なものが見受けられた。

また、主な項目の状況は以下のとおりであった。

### (7) 財務会計における事務処理の状況

#### a 出納員等の内部牽制機能の状況

不適正な事務処理の再発防止に重要な役割を担う出納員等の内部牽制機能の状況を確認した結果、１９年度が８０．１％、２０年度が８３．６％で概ね適正な取り組みであったが、財務会計システムの支出手続きに伴う決裁処理を日常的に支出担当職員に行わせているもの等、取り組みの不十分なものが見受けられた。

#### (イ) 事務引き継ぎの状況

不適正な事務処理において、担当者だけで引き継ぎが行われていたことを踏まえ、事務引き継ぎの状況を確認した結果、概ね適正な取り組みは、１９年度が５６．２％、２０年度が５８．５％であり、書類や台帳の引き継ぎが書面により行われていないもの、引き継ぎが行われたことやその内容の上司による確認が行われていないもの等、取り組みの不十分なものが見受けられた。

#### (ウ) 基本的内部統制の状況

##### a 公印の保管・取扱の状況

公印が不正に使用されること等を防止する観点から公印の保管・取扱の状況を確認した結果、概ね適正な取り組みは、１９年度が３９．３％、２０年度が４２．８％であり、公印取扱主任不在時の公印取扱職員の指定を行っていないもの等、取り組みの不十分なものが見受けられた。

##### b 委託や物品購入等の契約手続きの状況

不適正な事務処理が物品購入手続き等において行われたことを踏まえ、契約手続きの状況を確認した結果、概ね適正な取り組みは、１９年度が６４．３％、２０年度が６８．８％であり、委託契約等に伴う見積依頼を書面で行っていないもの等、取り組みの不十分なものが見受けられた。

表-2

## 「不正・誤謬に関する内部統制」の状況 (単位：%)

| 項 目                    |  | 区 分       | 19年度 | 20年度 |
|------------------------|--|-----------|------|------|
| 不正・誤謬（故意でない誤り）に関する内部統制 |  | 概ね適正な取り組み | 88.4 | 90.4 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 11.4 | 9.6  |
|                        |  | 取り組んでいない  | 0.2  | 0.0  |
| 文書・証拠書類等の管理の状況         |  | 概ね適正な取り組み | 94.5 | 94.9 |
|                        |  | 一部見直しが必要  | 5.1  | 5.1  |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 0.4  | 0.0  |
| 過度又は違法な効率性による事務処理の状況   |  | 概ね適正な取り組み | 91.9 | 93.2 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 8.1  | 6.8  |
|                        |  | 取り組んでいない  | 0.0  | 0.0  |
| 財務会計における事務処理の状況        |  | 概ね適正な取り組み | 92.5 | 94.2 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 7.5  | 5.8  |
|                        |  | 取り組んでいない  | 0.0  | 0.0  |
| 会計事務執行体制の状況            |  | 概ね適正な取り組み | 97.9 | 97.9 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 2.1  | 2.1  |
|                        |  | 取り組んでいない  | 0.0  | 0.0  |
| 組織的な不正・誤謬防止の状況         |  | 概ね適正な取り組み | 74.9 | 84.4 |
|                        |  | 一部見直しが必要  | 21.3 | 13.9 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 3.8  | 1.7  |
| 出納員等の内部牽制機能の状況         |  | 概ね適正な取り組み | 80.1 | 83.6 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 19.9 | 16.4 |
|                        |  | 取り組んでいない  | 0.0  | 0.0  |
| 事務引き継ぎの状況              |  | 概ね適正な取り組み | 56.2 | 58.5 |
|                        |  | 一部見直しが必要  | 33.2 | 32.2 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 10.6 | 9.3  |
| 基本的内部統制の状況             |  | 概ね適正な取り組み | 82.7 | 85.4 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 16.8 | 14.6 |
|                        |  | 取り組んでいない  | 0.5  | 0.0  |
| 決裁事務処理の状況              |  | 概ね適正な取り組み | 39.6 | 40.9 |
|                        |  | 一部見直しが必要  | 56.0 | 54.7 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 4.4  | 4.4  |
| 公印の保管・取扱の状況            |  | 概ね適正な取り組み | 39.3 | 42.8 |
|                        |  | 一部見直しが必要  | 41.0 | 40.3 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 19.7 | 16.9 |
| 委託や物品購入等の契約手続きの状況      |  | 概ね適正な取り組み | 64.3 | 68.8 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 34.9 | 31.2 |
|                        |  | 取り組んでいない  | 0.8  | 0.0  |
| 物品の出納管理等の状況            |  | 概ね適正な取り組み | 77.4 | 82.7 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 20.9 | 16.9 |
|                        |  | 取り組んでいない  | 1.7  | 0.4  |
| 監査指摘事項等の再発防止の状況        |  | 概ね適正な取り組み | 82.1 | 84.0 |
|                        |  | 一部見直しが必要  | 17.9 | 16.0 |
|                        |  | 取り組みが不十分  | 0.0  | 0.0  |

## (2) 物品の出納及び管理の状況

不適正な事務処理において、消耗品及び備品の取得が行われていたことを踏まえ、物品の出納及び管理について、消耗品の調達、出納簿の整備及び在庫管理並びに備品の確認等について実施した。

### ア 消耗品の調達、出納及び管理

消耗品のうち架空の取引による業者への預け等の手段となりやすいコピー用紙について、出先機関を対象に消耗品出納簿の整備状況、調達時期や調達数量及び在庫数量の確認を以下のとおり実施した。

#### (7) 消耗品出納簿（受払簿）の整備状況

コピー用紙の消耗品出納簿による管理を必要とする場合（10箱以上）の消耗品出納簿の整備状況及び記載内容について、85機関において確認した結果、15機関において整備されていなかった。

なお、消耗品出納簿の記載内容が不適切なものは見受けられなかった。

#### (4) 消耗品の調達（適期・適量）の状況

85機関において、所要量と調達数量の比較を行った結果、調達量及び調達時期について不適切なものは見受けられなかった。

#### (5) 消耗品在庫の確認

監査日現在において、コピー用紙の在庫を有した20機関について在庫を確認した結果、出納簿に記載された在庫数量を確認した。

#### 物品の調達・出納状況（コピー用紙）

| 区 分         | 機関数 | 適  | 不適 | 該当なし |
|-------------|-----|----|----|------|
| 消耗品出納簿の整備状況 | 85  | 69 | 15 | 1    |
| 消耗品出納簿の記載内容 | 69  | 69 | 0  | —    |
| 消耗品調達の状況    | 85  | 85 | 0  | —    |
| 消耗品在庫確認     | 20  | 20 | 0  | —    |

※ 該当なしは、購入数量が10箱未満で消耗品出納簿の作成が不要な機関数

### イ 備品等の管理状況

不適正な事務処理により取得された備品や19年度に購入された備品の台帳登記等について、142機関を対象に以下のとおり実施した。

#### (7) 備品台帳と現物確認

総備品数125,987件のうち2,535件について備品台帳と現物の確認を行った結果、破損等に伴う処分や廃棄を行ったこと等により現物を確認できないものが5機関8件あった。

また、不適正な事務処理により取得された備品の登記漏れは見受けられなかった。



#### (イ) 台帳登記状況の確認

備品現物から備品台帳への登記状況の確認を1,029件について実施した結果、1機関で寄贈備品3件の未登記があった。

#### (ウ) 備品以外の消耗しない物品の管理状況

デジタルカメラ、ラベルライター、脇机などの備品以外の消耗しない物品の管理状況を確認した結果、14機関で台帳や消耗品シール貼付等による管理が行われていなかった。

また、管理状況を確認した674件のうち管理の不十分なものが16機関36件あった。

#### (エ) 県以外の者が所有する備品（互助会・親和会等購入品）の管理状況

互助会や職員親和会等の予算で購入した物品の県有備品との区分管理状況を確認した結果、22機関において台帳やシールの貼付などによる管理が行われていなかった。

また、管理状況を確認した265件のうち管理の不十分なものが11機関13件あった。

### 備品等の管理状況

| 区 分                              | 計       | 知事部局   | 教育委員会  | 公安委員会  |
|----------------------------------|---------|--------|--------|--------|
| 対象機関数                            | 142     | 101    | 33     | 8      |
| 対象機関総備品数                         | 125,987 | 58,475 | 50,430 | 17,082 |
| 現物確認を行った備品件数                     | 2,535   | 1,751  | 612    | 172    |
| うち現物を確認できない備品件数                  | 8       | 6      | 2      | 0      |
| 上記機関数                            | 5       | 3      | 2      | 0      |
| 台帳登記状況確認を行った備品件数                 | 1,029   | 697    | 285    | 47     |
| うち未登記件数                          | 3       | 0      | 3      | 0      |
| 上記機関数                            | 1       | 0      | 1      | 0      |
| 備品以外の消耗しない物品の管理が行われている機関での確認物品件数 | 674     | 518    | 118    | 38     |
| うち管理の不十分な物品件数                    | 36      | 24     | 12     | 0      |
| 上記機関数                            | 16      | 12     | 4      | 0      |
| 備品以外の消耗しない物品の管理が行われていない機関数       | 14      | 5      | 9      | 0      |
| 県以外の者が所有する備品の管理が行われている機関での確認物品件数 | 265     | 186    | 56     | 23     |
| うち管理の不十分な備品件数                    | 13      | 7      | 6      | 0      |
| 上記機関数                            | 11      | 7      | 4      | 0      |
| 県以外の者が所有する備品の管理が行われていない機関数       | 22      | 13     | 9      | 0      |

### (3) 物品取扱業者に対する確認調査

業者への預け等が架空取引等により行われていたことを踏まえ、本庁総務事務センター及び12出先機関等と取引のあった15業者へ納品内容及び取引額の確認調査を行った結果、各機関の支出証拠書類の内容どおりの取引が行われたことを確認した。

#### 物品取扱業者に対する確認調査

| 区     | 分     | 確認調査業者数 | 確認業者数 | 確認品目数 | 主な確認品目                  | 確認金額      |
|-------|-------|---------|-------|-------|-------------------------|-----------|
| 知事部局  | 本 庁   | 3       | 2     | 3     | ①事務用品<br>②厨房器具<br>③作業着等 | 660,975   |
|       | 出先機関  | 8       | 8     | 56    |                         | 1,919,765 |
|       | 計     | 11      | 10    | 59    |                         | 2,580,740 |
| 教育委員会 | 本 庁   | —       | —     | —     | ①事務用品                   | —         |
|       | 出先機関等 | 3       | 3     | 7     |                         | 1,089,249 |
|       | 計     | 3       | 3     | 7     |                         | 1,089,249 |
| 公安委員会 | 本 庁   | —       | —     | —     | ①事務用品                   | —         |
|       | 警察署   | 1       | 1     | 1     |                         | 99,750    |
|       | 計     | 1       | 1     | 1     |                         | 99,750    |
| 計     | 本 庁   | 3       | 2     | 3     |                         | 660,975   |
|       | 出先機関等 | 12      | 12    | 64    |                         | 3,108,764 |
|       | 計     | 15      | 14    | 67    |                         | 3,769,739 |

※ 確認調査を行った1業者については、廃業のため確認できなかった。

### (4) 業者の偏り等発注状況

業者への預け等が特定の業者へ集中していたことを踏まえ、対象とした72機関について、物品の購入等の取引件数又は取引額の多い業者をそれぞれ5業者選定し、各業者2件の支出関係書類の内容を確認した結果、不適正な事務処理と思われるものは見受けられなかったが、4機関4件について1者随意契約の理由が適切でないもの等が見受けられた。

## 業者の偏り等発注状況

| 区 分        |      | 実施機関数 | 業者数 | 適   | 不適 |
|------------|------|-------|-----|-----|----|
| 知事部局       | 本 庁  | 1     | 5   | 5   | 0  |
|            | 出先機関 | 36    | 180 | 179 | 1  |
|            | 計    | 37    | 185 | 184 | 1  |
| 教育委員会出先機関等 |      | 28    | 140 | 138 | 2  |
| 公安委員会各警察署  |      | 7     | 35  | 34  | 1  |
| 計          |      | 72    | 360 | 356 | 4  |

## (5) 予算令達及び予算執行状況

業者への預け等が予算消化の手段として行われたことを踏まえ、予算令達が年度末等に行われることなどによる予算消化のための執行の有無や予算令達額、令達時期及び執行内容について、44機関で確認した結果、予算令達額や令達時期等について不適切なものは見受けられなかった。

### 予算令達及び執行状況

| 区 分       | 実施<br>機関数 | 予算令達の状況     |    |         |    |            |    |
|-----------|-----------|-------------|----|---------|----|------------|----|
|           |           | 前年度に比べ著しい増加 |    | 令達時期の偏り |    | 予算消化のための令達 |    |
|           |           | 有           | 無  | 有       | 無  | 有          | 無  |
| 知事部局出先機関  | 36        | 0           | 36 | 0       | 36 | 0          | 36 |
| 教育委員会出先機関 | 8         | 0           | 8  | 0       | 8  | 0          | 8  |
| 計         | 44        | 0           | 44 | 0       | 44 | 0          | 44 |

## (6) 物品購入に関する必要性等

業者への預け等が予算消化の手段として行われたことを踏まえ、予算執行残額による備品購入が予算消化のために行われていないかを確認するため、購入の必要性、購入手続き、機種や仕様の決定手続き及び使用状況等の確認を、23機関について実施した結果、購入された備品463件のうち、当初予算に計上されていない備品の購入が8機関85件あった。

そのうち6機関が59件を備品購入予算の執行残額で購入していたが、緊急性の無いものなど購入を要する理由に乏しいものが2機関4件あった。

また、機種や仕様の決定について、選定委員会や選定伺い等による決定手続きを行っていないものが1機関18件あった。

### 物品購入に関する必要性等

| 区 分                    | 計   |     | 知事部局出先機関 |     | 教育委員会出先機関 |     |
|------------------------|-----|-----|----------|-----|-----------|-----|
|                        | 機関数 | 備品数 | 機関数      | 備品数 | 機関数       | 備品数 |
| 備品購入状況                 | 23  | 463 | 17       | 193 | 6         | 270 |
| うち予算措置による備品購入          | 22  | 378 | 16       | 138 | 6         | 240 |
| うち執行残等による備品購入          | 8   | 85  | 7        | 55  | 1         | 30  |
| 執行残等による備品購入手続き         |     |     |          |     |           |     |
| 執行残による購入数              | 6   | 59  | 5        | 31  | 1         | 28  |
| 新たな予算令達による購入           | 4   | 26  | 3        | 24  | 1         | 2   |
| 執行残の本課協議有り             | 4   | 22  | 4        | 22  | 0         | 0   |
| 執行残の本課協議無し             | 3   | 37  | 2        | 9   | 1         | 28  |
| 執行残等による備品購入の理由         |     |     |          |     |           |     |
| 理由が適正なもの               | 8   | 81  | 7        | 51  | 1         | 30  |
| 理由が不適正なもの              | 2   | 4   | 2        | 4   | 0         | 0   |
| 執行残等による購入備品の機種・仕様の決定状況 |     |     |          |     |           |     |
| 選定委員会や伺い等で決定           | 7   | 67  | 6        | 37  | 1         | 30  |
| 決定手続きが行われていない          | 1   | 18  | 1        | 18  | 0         | 0   |
| 執行残等による購入備品の使用状況       |     |     |          |     |           |     |
| 使用状況が適正なもの             | 8   | 85  | 7        | 55  | 1         | 30  |
| 使用状況が適正でないもの           | 0   | 0   | 0        | 0   | 0         | 0   |

### 3 意見

「不適正な事務処理」の再発防止については、平成20年度に執行機関における具体的な取り組み内容が示されたことなどから、ほとんどの執行機関で取り組みが進められており、また、物品の出納・管理などについても消耗品、備品の適正管理への取り組みが進められている状況にある。

しかしながら、取り組みの不十分な機関も認められ、該当機関に対しては留意すべき事項等について定期監査報告書により、別途指摘を行ったところである。

このため、各機関においては、不適正な事務処理の再発防止の観点から、所属内の事務処理におけるリスクの点検やその対応の検討を定期的の実施するなど、財務会計事務手続きにおける不正・誤謬の防止への継続的な取り組みが望まれる。

## 別記

### 1 監査対象機関の選定方法

部局及び地域等を考慮して、次のとおり選定した。

#### (1) 内部統制に関する状況（237機関）

- ① 知事部局：本庁並びに「かい」である出先機関及び「かい」でない出先機関のうち各食肉衛生検査所
- ② 教育委員会：本庁並びに「かい」である出先機関及び県立学校
- ③ 公安委員会：警察本部及び各警察署
- ④ 公営企業：企業局及び病院局（各県立病院を含む。）

#### (2) 物品の出納及び管理状況（142機関）

- ① 知事部局：定期監査で実地監査を行った本庁並びに「かい」である出先機関及び「かい」でない出先機関のうち各食肉衛生検査所
- ② 教育委員会：定期監査で実地監査を行った本庁並びに「かい」である出先機関及び県立学校
- ③ 公安委員会：警察本部及び実地監査を行った各警察署

#### (3) 物品取扱業者に対する確認調査（13機関）

次項の「業者の偏り等発注状況」で選定した機関から、部局間及び地域並びに過去の確認調査や執行部での確認調査等を考慮して選定した機関

#### (4) 業者の偏り等発注状況（72機関）

本庁総務事務センター及び定期監査で実地監査を行った（2）の出先機関等のうち不適正な事務処理を行っていた機関

#### (5) 予算令達及び予算執行状況（44機関）

- ① 知事部局：「かい」である出先機関のうち不適正な事務処理を行っていた機関
- ② 教育委員会：県立学校を除く「かい」である出先機関のうち不適正な事務処理を行っていた機関

#### (6) 物品購入に関する必要性等（23機関）

- ① 知事部局：試験研究や検査等を行っている「かい」である出先機関
- ② 教育委員会：工業・商業・農業系等の県立学校

(注)「かい」とは、歳出予算の令達を受けて歳出予算を執行し、また、歳入を収入することのできる出先機関（県立学校を含む。）